

令和4年第3回笠間市教育委員会定例会議事録

- 1, 招集日時 令和4年3月22日(火) 午後2時00分開議
- 2, 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
- 3, 議事録署名人 菊池 由美
- 4, 出席者 教育長
教育委員 4名
事務局 11名
- 5, 傍聴人 なし
- 6, 提出された議題(議事) 以下のとおり
- 7, 会議の概要
 - (1) 開会
小沼教育長 午後2時00分開会を宣す。
非公開審議項目及び審議順についての提案がなされ,各委員から了承された。
 - (2) 議事録署名人の指名
小沼教育長 菊池委員を指名する。
 - (3) 教育長の報告
小沼教育長 別紙により教育長事務報告をする。
 - (4) 議事
小沼教育長 それでは,議事に入ります。「議案第8号,笠間市教育委員会事務局,組織規則の一部を改正する規則について」事務局より説明を求めます。
事務局 議案第8号笠間市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。本案は,本年4月からの行政組織機構の見直しに伴い,所要の改正を行うものです。新旧対照表にてご説明させていただきますので,13ページをお開きください。まず,第2条の組織では,東京オリンピック・パラリンピックが終了したことから,オリンピック・パラリンピック推進室を廃止し,ま

について」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは採決に入ります。原案のとおり可決することに異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第9号、笠間市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続いて、「議案第10号、笠間市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」事務局より説明を求めます。

事務局 議案第10号笠間市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。26ページをご覧ください。学校開放については大原小学校、友部中学校、岩間中学校の3校において実施しておりました。なお、体育施設については別でございます。友部中学校におきましては平成25年から利用がなく、岩間中学校においても、定期的に使われていた団体が昨年度なくなりまして、利用がなくなったことから、友部中学校と岩間中学校の学校開放を廃止するものでございます。大原小学校につきましては引き続き実施いたします。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま事務局から説明がございましたけれども、「笠間市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは採決に入ります。原案のとおり可決することに異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第10号、笠間市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続いて「議案第11号、笠間市教育委員会事務局処務規程の一部改正について」事務局から説明を求めます。

事務局 議案第11号、笠間市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令についてご説明いたします。本案は、本年4月からの行政組織機構の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。新旧対照表にてご説明いたしますので、29ページをお開きください。別表にあります、各施設長の上司の規定ですが、スポーツ振興課が廃止になることから、所要の改正を行うものです。なお附則で、この訓令は、令和4年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま事務局から説明がございましたけれども、「笠間市教育委員会事務局処務規定の一部改正について」は、別紙のとおり上程されております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは採決に入ります。原案のとおり可決することに異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第11号、笠間市教育委員会事務局処務規定の一部改正について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続きまして「議案第12号、笠間市社会教育推進事業補助金交付要綱の廃止について」事務局に説明を求めます。

事務局 議案第12号、笠間市社会教育推進事業補助金交付要綱の廃止についてご説明いたします。31ページをご覧ください。社会教育推進事業補助金は、社会教育関係団体が社会教育に関する講演会や社会奉仕体験活動などを実施した際に対象となる補助金でございまして、平成21年度から交付してまいりました。制定当初は年間で5～6団体の申請がございましたが、ここ数年は1団体となりまして、この1団体も、要綱上3か月を限度とするということに

なっていることから、令和3年度で終了となります。よって、所期の目的を達成したため、廃止するものでございます。なお、こちらの補助金でございますが、市民活動課で実施しております「笠間市まちづくり市民活動助成金」とも類似しておりますので、こちらで幅広く拾っておりますので、今後新規事業が出てきた場合には、こちらの助成金で対応可能となります。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま事務局から説明ございましたけれども、「笠間市社会教育推進事業補助金交付要綱の廃止」については別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは採決に入ります。原案のとおり可決することに異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第12号、笠間市社会教育推進事業補助金交付要綱の廃止について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続いて「議案第13号、笠間市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部改正について」事務局から説明を求めます。

稲田学務課長 議案第13号、笠間市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部改正についてご説明いたします。本案は、本年4月からの行政組織機構の見直しに伴い所要の改正を行うものです。新旧対照表にてご説明させていただきますので、34ページをお開きください。第7条第2項にあります、専門部会の構成員ですが、スポーツ振興課が廃止になることから、所要の改正を行うものです。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたが、「笠間市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部改正について」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは採決に入ります。原案のとおり可決することに異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第13号、笠間市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続いて、「議案第14号、第三次笠間市子ども読書活動推進計画の策定について」事務局より説明を求めます。

事務局 議案第14号、第三次笠間市子ども読書活動推進計画の策定についてご説明いたします。本案につきましては、本年度作成の教育振興計画、施策の方針6の(4)にあります、子どもの読書活動の推進を上位計画とし、具体的な実効性のある施策とするため、この推進計画を作成、策定するものです。49ページ、第3章の基本的方針をご覧ください。2に、目指すべき姿として、これまでの基本的な考え方を引継ぎ、豊かな心と生きる力のある子の育成を、次ページの3番の基本的方針として、三つの柱、1、家庭・学校・地域を通じた社会全体における取組の推進、2、子どもの読書活動を支える環境の整備充実、3、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及、を、それぞれ家庭・学校・地域が連携し、子どもの発達段階に応じた様々な取組を行っていくものでございます。計画期間を令和4年度からおおむね5年間、対象年齢は18歳以下としております。次のページ、第4章、推進する方策として取組内容を記載してございます。0歳児と保護者対象に親と子のふれあい、本のすばらしさを伝えるブックスタート事業から、ボランティアによる読み聞かせ、そして小中学校でも読書の時間を設けた取組などを一体的に進めてまいります。この中で、戸惑い、取組としてまず、読書機会の創出として、電子書籍の活用を挙げております。小中学校でのタブレットや高校生の利用促進を図ってまいります。また、計画の実効性を高めることが重要であることから、六つの成果指標、七つの取組目標を設定し、毎年、進捗状況検証を行い、これまでの事業取組の拡充や、読書機会の提供活動を推進を図ってまいります。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま、事務局から説明がございましたが、「第三次笠間市子ども読書活動推進計画の策定について」は、別紙のとおり上程をされております。これより質疑に入ります。何かご質問等ございま

すか。

鳥羽田委員 44ページの中段あたりですけれども、各小中学校、義務教育学校の図書数と、学校図書館、図書標準数を比較したところ、図書標準を満たしていない学校が見受けられますということなんですけれども、これは具体的にどういうことかお聞きしたいです。

事務局 細かい数字を今は持ってないんですけれども、文科省の基準で、こういった結果を受けてまして、記入をしておりますけれども、冊数を満たしてない学校があるということでございます。

鳥羽田委員 それを満たすために、年々充実させていくということだと思うのですが、大体それはどのくらいの年度で、達成出来そうな目標なのでしょうか。

事務局 予算の関係もありますので、財政当局に働きかけを進めていきたいと思っております。

鳥羽田委員 承知しました。

小沼教育長 他にございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは採決に入ります。原案のとおり可決することに異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第14号、第三次笠間市子ども読書活動推進計画の策定について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 非公開案件の審議をしたいと思います。

【議案第7号】 【議案第15号】 非公開

小沼教育長 非公開の案件が終了いたしましたので、会議の非公開を解除します。

小沼教育長 以上で全ての議事が終了いたしました。

(5) その他 なし

(6) 閉会

小沼教育長 午後2時35分閉会を宣す。

8. 議決事項

議案第7号	笠間市文化財保護審議会委員の委嘱について	可決
議案第8号	笠間市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	可決
議案第9号	笠間市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	可決
議案第10号	笠間市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について	可決
議案第11号	笠間市教育委員会事務局処務規程の一部改正について	可決
議案第12号	笠間市社会教育推進事業補助金交付要綱の廃止について	可決
議案第13号	笠間市教育委振興基本計画策定委員会設置要綱の一部改正について	可決
議案第14号	第三次笠間市子ども読書活動推進計画の策定について	可決
議案第15号	笠間市立学校運営協議会委員の委嘱及び任命について	可決